

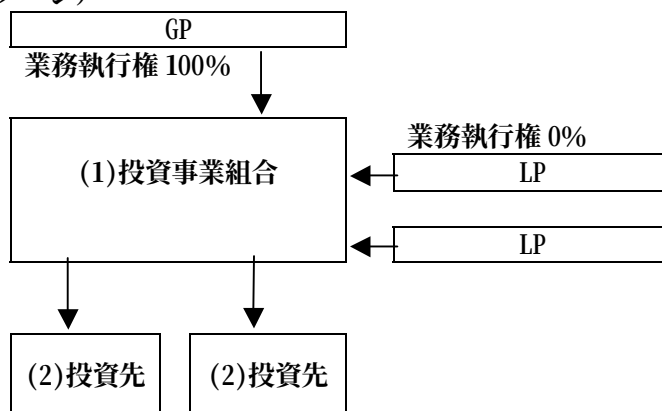
審議事項（6）－1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(検討のための参考)

	(1)投資事業組合の支配について	(2)投資先の支配について
①意思決定機関への関わり (Q2(財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合)との関係)	- 投資決定は、GPのほか、LPも加えた「投資委員会」「選定委員会」「アドバイザリーボード」で行う場合が多い <u>投資事業組合の共有性が実質</u> ←<u>完全な共同事業であればともかく、GP中心にGPの資金も含む投資の実質は「共有」か</u>	投資先の企業価値向上の「支援」であって「支配」ではない ←資金のみではなく人材や経営ノウハウなども支援し積極的に経営に関わる場合(ハンズオン)が多いのではないか
②支配は一時的であること (Q4との関係)	ファンドは、企業価値を高めた後に売却を図る契約上、有期限(VC:10年前後、BO:3-5年程度)の投資である ←投資対象は未上場、不振企業など流動性が低い場合が多く、期待した投資回収まで時間がかかるのではないか	企業価値を高めた後に売却を図る投資である ←(同左)
③連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある (Q5との関係)	<u>上記①と②から総合的な懸念(管理収入が連結消去される、規模が過大表示される)</u> ←<u>当該業務が、管理中心なのか自己投資中心なのかの見方の相違か。前者分は個別、セグメント情報でわかるのではないか。</u> - 既に個別上、持分割合を取り込んでいる(総額法) ←比例連結の是非を含む連結原則そのものの議論か - 出資額が「僅少」でなくとも「少ない」場合は、多くの損益が外部者に帰属する ←ゼロ%連結も含む連結原則そのものの議論か	<u>上記①と②から総合的な懸念(投資先の未実現利益を計上する、営業投資有価証券が連結消去される)</u> ←<u>「投資業」の実態は何か。純額表示の原価法か連結・持分法か</u> <u>意図していない多種多様な業種を開示し、かつ頻繁に入れ替わることにより、投資業の実態と乖離し誤導しないか、比較可能性を失わないか</u> ←<u>含めることこそが、長期間の支配を伴う投資の実態ではないか</u>

(イメージ)



(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。